

2014年6月23日
神鋼ボルト株式会社

弊社ボルト製品に関する国土交通大臣の追加認定取得と再発防止策について

本年1月22日付弊社ホームページにてお知らせいたしましたとおり、国土交通大臣の認定を受けた9品目の建築用ボルトにつき、認定を受けた製造条件によらずに製造し、販売を行っていた件に関し、お客様並びにお取引先に多大のご迷惑をおかけしておりますこと、改めて心よりお詫び申し上げます。

同月31日付弊社ホームページでお知らせいたしましたとおり、別紙に記載した①から④までの4品目につきましては、実際に採用されていた製造条件での国土交通大臣の追加認定を既に取り得ておりましたが、このたび、残る⑤から⑨までの5品目につきましても、実際に採用されていた製造条件での国土交通大臣の追加認定を取得いたしました。

これにより、①から⑨までの9品目すべてにつきまして、その安全性が従来の認定品と同等であると認められたものと認識しております。

万一、当該9品目の建築用ボルトが使用された建築物について、当該建築物の施工業者等の関係者の方々に対し、建築確認等の行政手続きを所管する都道府県又は市町村（建築基準法上の特定行政庁）から建築基準法に基づく報告の求め等の要請があった場合には、弊社において全面的に協力させて頂きたいと考えており、事態の解消に向けてできることがあれば積極的に関与していく所存でありますこと、過日お知らせいたしましたとおりでございます（本年2月28日付弊社ホームページをご参照ください）。

弊社は、今回の事象を厳しく受け止めることは当然のこと、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、原因究明を行い、国土交通省その他関係機関にも相談の上、①品質管理及びコンプライアンスに関する社内教育の徹底、②大臣認定を含む認証機関による認証手続きに係る社内管理体制の是正、③社外のメンバーを含む業務監視委員会の設置といった再発防止策を作成し、これを実施しております。

また、これらの再発防止策と合わせ、今回の事態を引き起こしたことによる管理・監督責任として、弊社役員の一部についてその報酬を3か月間減額する社内処分を実施いたしました。

最後に、このたびの事態では、関係各位に対しまして、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。弊社では、今後、上記の再発防止策を確実に実行し、失った信頼の回復に向けて全力で取り組んでまいります。

以 上

別紙

| 品目 | 《従来の認定番号》 大臣認定番号 | 《今回追加認定番号》 | |
|---|---------------------|------------|-----------|
| | | 取得日 | 大臣認定番号 |
| ①神鋼スーパートルコンボルト (STCB) | MBLT-0057 | 平成26年1月31日 | MBLT-0117 |
| ②神鋼トルコンボルト | MBLT-9008 | 平成26年1月31日 | MBLT-0118 |
| ③溶融亜鉛メッキ高力ボルト | MBLT-9030 | 平成26年1月31日 | MBLT-0119 |
| ④溶融亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金めっき高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット (神鋼SGめっき高力ボルト) | MBLT-0102 | 平成26年1月31日 | MBLT-0120 |
| ⑤神鋼太径ハイテンションボルト | MBLT-0055 | 平成26年6月18日 | MBLT-0126 |
| ⑥神鋼トルコンボルト・FR | MBLT-9016 | 平成26年6月18日 | MBLT-0127 |
| ⑦溶融亜鉛めっき高力ボルト(FR) | MBLT-9029 | 平成26年6月18日 | MBLT-0128 |
| ⑧防錆処理高力六角ボルト | MBLT-0087 | 平成26年6月18日 | MBLT-0129 |
| ⑨溶融亜鉛めっき高強度ボルト(SBGW) | MBLT-0089 | 平成26年6月18日 | MBLT-0130 |